

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会・
仙台市介護保険審議会 合同委員会 議事録

日 時：令和5年11月15日（水）14:00～15:05

場 所：仙台市役所本庁舎8階 第1委員会室

【仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会委員】

○出席者

阿部 重樹委員・遠藤 佳子委員・加藤 伸司委員・小岩 孝子委員・宍戸 衡委員・
島田 福男委員・清水 福子委員・山口 強委員

(8名, 五十音順)

○欠席者

安藤 健二郎委員・猪又 隆広委員・平形 博司委員・吉田 浩委員

(4名)

【仙台市介護保険審議会委員】

○出席者

大内 修道委員・折腹 実己子委員・狩野 クラ子委員・栗山 進一委員・田口 美之委員・
土井 勝幸委員・原田 つるみ委員・森 高広委員・若生 栄子委員・渡邊 純一委員

(10名, 五十音順)

○欠席者

石附 敬委員・草刈 拓委員・小坂 浩之委員・駒井 伸也委員・佐々木 心委員・
佐藤 善昭委員・清治 邦章委員・田中 伸弥委員・橋本 治子委員

(9名)

【事務局】

伊藤保険高齢部長・大関高齢企画課長・庄子地域包括ケア推進課長・
浅野地域包括ケア推進課認知症対策担当課長・北村介護保険課長・古城介護事業支援課長・
佐野健康政策課長・本間高齢企画課企画係長・磯田介護事業支援課施設指導係長・
岡崎介護保険課管理係長・對馬介護保険課介護保険係長・佐藤高齢企画課在宅支援係長・
千葉介護事業支援課ケアマネジメント指導係長

【会議内容】

1. 開会
2. 議事（介護保険審議会 栗山会長による進行）

会議公開の確認 → 異議なし

議事録署名委員について、遠藤委員・土井委員に依頼 → 委員承諾

(1) 仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中間案について

高齢企画課長より説明（資料1-1，資料1-2）

<質 疑>

○森委員

2点質問したいのですが、その前に一言だけ申し上げさせてください。今日の資料が届いたのは、一昨日の夕方です。私のような介護の専門でない者にとっては、これだけの量を通読するのは、非常に1日そこらでは困難でございます。それで、今後、発送に当たっては、土曜、日曜を挟まないようにしていただければ非常に助かりますので、お願いいたします。土曜、日曜を挟んでしまいますと、たとえ仙台市で水曜日に送っても、届くのに4日はかかってしまい、月曜日にしか届かないのです。そういう意味での配慮を今後お願いしたいと思っております。

では、2点のうち第1点についてご質問させていただきます。今回の中間案でまだ確定はしていないと思うのですが、仙台市の保険料の基準額に対する割合が、第1段階から第4段階まで0.245から0.640になっております。ところが、この間行われた厚生労働省の社会保障審議会です承された国の基準では、0.26から0.69になっているかと思えます。今回の仙台市の案が、社会保障審議会です承された案よりもかなり低いのはどういう理由なのでしょう。

○介護保険課長

森委員がご指摘いただいたのは、11月6日に開かれました厚生労働省介護保険部会での資料のことをおっしゃっているかと思えます。厚労省から確かに幾つかのパターンを示されているところではございますが、当日の厚労省での説明でも、「今回幾つかのパターンを示してはいるが、これはあくまでも例であって、国としてまだどのパターン、保険料の乗率にするか決めているものではない」という説明があったところでございます。

こういった中で、今回中間案を取りまとめるに当たりまして、国で検討中の公費軽減の割合がどうなるかというところは、国から明確に示されていないところではございましたので、我々としていたしましては、その公費軽減の割合が、今期、第8期と同じ割合が継続されるものと想定した上で、今回中間案を出させていただき、その結果このような割合になっているところでございます。

○森委員

第1段階から第4段階までの引き下げの原資というのは、第7段階以上の者が負担していくわけです。この第7段階から第10段階の中間層と言われている層というのは、仙台市において、特別徴収者のうちで人数的に51%、金額的に50%を占めているわけです。ということは、この層が仙台市の介護保険制度を支えて、その引き下げの原資の大部分を負担すると言っても過言ではないのではないと思うのです。ところが、この第7段階から第10段階というのは、2011年以降、年金は減少したままですし、何らのセーフネットもありません。そういった意味では、この中

間層のコロナ禍以降は大きな経済的な負担を背負っているとも言われています。

そういった意味で、税の負担の公平性を保ち、この中間層の負担を最小に抑えるためにも、第1段階から第4段階の引き下げ幅というのは慎重に検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長

第1段階から第5段階、基準額未満の層に関しましては、第7段階以上の所得の高い層が所得の低い層で軽減した分を賄うとされているところでございますが、特にその第1段階から第4段階に関しましては、引き下げの幅が大きくなっているのではないかといったご指摘でございますが、その財源につきましては、確かに所得の高い層の負担で賄えるように設定している部分もあるものの、併せて消費税増税分での公費を投入しての軽減といったところもございます。その辺のバランスを見ながら、まだ国のほうでも今回第9期における保険料段階をどうするのかというところは年末にかけて示すという話をされていますので、国の考え方も踏まえて、最終案に向けて適切な保険料段階を設定してまいりたいと考えております。

○森委員

2点目は今回の保険料の第16段階の設定についてです。1,500万円以上ということで、基準負担割合が2.6となっておりますが、この1,500万円以上とした根拠、理由を教えてください。

○介護保険課長

今回、国のほうで第7段階以上の高所得者層を多段階化するという考え方が示されている中で、我々もいたしましても国の考え方に合わせて、仙台市でいうところの第10段階以上の多段階化を図りたいと考えているところでございます。このような中で、現行の第13段階に関しましては1,000万円以上の方になっているところでございますが、他都市の状況や、これまでの本市の状況等も踏まえて、1つの目安として1,500万円以上と、今回は中間案として設定させていただいたというところでございます。

○森委員

介護保険料は累進税率を取っているわけです。その累進税率の中で今、逆進性というのが非常に問題になっているわけですが、介護保険の保険料の逆進性というのは、まさにその典型的な例だと思うのです。今回の例を見ましても、第7段階の負担率は6.44%で、16段階の1,500万円は1.27%で、5分の1です。これが2,000万円で計算すると0.95%、3,000万以上で計算すると0.6%という、非常にアンバランスな状況になっております。

ただ、この割合は国から出されている指針に基づいて設定されているものですから、やむを得ないと思うのですけれども、内閣府で公表している申告所得金額階層別費用、これは課税所得ではなくて申告所得なのですけれども、これは市単位では出ていないので、県単位でしか出ていないのですけれども、その中で宮城県の800万円以上の所得者が2万2,444人、1,500万円以上は8,907人、5,000万円以上は530人おります。仙台の人口比から考えると、この部分の約半分近くが仙台市に住んでいると推測しても間違いではないのかと思います。

そういう意味で、他県の保険料の負担割合を見ますと、規模の大小の違いはあるとは言いつつも、第8期計画において17段階まで設けていて、上限の5,000万円以上というのが複数ございます。それと、保険料の負担割合も4から5という負担割合の自治体があります。そういう意味で、仙台、宮城県にこれだけの高額所得者がおって、上限は16段階の1,500万円という設定でよろしいのでしょうか。これで税の負担の公平性というのが保たれているとは全く思わないのです。ですから、はっきり言って5,000万円以上の方が仙台市にいないということであれば、せめて1,000万円、2,000万円単位での所得層というのを設ける必要があるのではないのでしょうか。

○介護保険課長

我々としたしましても、その高所得段階の方につきまして、その額を幾らに設定するのかというところは、それぞれの段階における構成比なども見ながら検討しているところでございますが、いずれにいたしましても、国で高所得層の段階について、年末にかけてどのような考え方が示されるのかといったところを踏まえながら、また併せて現行の構成比などを見ながら、今後国から示される考え方を基に検討していきたいと思っているというところでございます。

○森委員

この案はあくまでも案で、今後まだ検討の余地があるということですので、あくまでも税の公平性というものを念頭に置いた保険料の設定をしていただきたいと思います。

○折腹委員

私から2点確認させていただきたいと思います。

3ページの左下の(2)の各年度における主なサービスの見込み量について、これは前回示された見込み量だと思いましたが、もう一度確認をしたいと思えます。この表の中の居宅サービスの短期入所生活介護が、令和6年度、令和7年度、令和8年度、450,271日/年ということで、3年間同じ数字で推移する見込みとなっています。

それから、(3)の施設サービスの介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）も4,509人ということで、3年度分変化なく見込んでいます。

それから、その下の介護老人保健施設、介護医療院、合計で令和7年度、令和8年度が3,099人ということで、2年間同じ見込みということで推移を捉えていらっしゃる。

施設整備、老人保健施設は、整備はゼロと前回確認したかと思いますが、特別養護老人ホームにつきましては、230人という施設整備で定員数は増えていく見込みですが、サービスの見込み量とどこが違うのか分からなかったのを、教えていただきたいと思います。

○介護事業支援課長

サービスの見込み量を推計するに当たりましては、今、折腹委員がおっしゃったような選定の数ということではなく、新たに開所する受け皿がどのぐらい増えていくかといった視点を基に計算しているところになりますので、前回の委員会で皆様にお諮りいたしました次期計画数とは、違いますので、そのような考え方に基づいているということでご理解いただければと存じます。

○折腹委員

もう1点質問ですが、4ページの保険料の見込みです。6,101円ということで基準額が案として示されておりますが、これが変わる見込みもあるというご説明だったと思います。介護報酬の決定が年度末ぐらいになるかと思しますので、この6,101円が上がる可能性もあるということで捉えていてよろしいのでしょうか。

○介護保険課長

資料4ページの左側(3)のアスタリスクにもありますとおり、この6,101円というのは現時点での試算値ということで、折腹委員からご指摘ありました令和6年度の介護報酬改定等というのは反映しているものではございませんので、今後変動するところがあるというところではございます。併せてその国のほうで年末にかけて示される国の段階の考え方もありますので、その辺全体を見て、上がるのか、下がるのかといったところになりますことから、この6,101円が上がるものとも言えないですし、下がるものとも言えないです、というところが正直なところでございます。国の考え方を踏まえながら、今後適切に設定していきたいと考えているところでございます。

○折腹委員

これからパブリックコメントをいただいて、市民の方々に説明するときに、この金額で説明されるのか、これから変動があるということで、その時点で説明されるのか、その辺りもお聞きしたいと思います。

○介護保険課長

パブリックコメントをいただくためには十分な期間も必要だと考えており、後ほどご説明させていただきますが、1か月ほどパブリックコメントの期間を設けたいと考えておりますので、そこから逆算いたしますと、どうしても今、国から示されている資料を基に試算いたしました、この6,101円でパブリックコメントは出させていたいただきたいと考えているところでございます。

○折腹委員

下がる可能性ってありますか。

○介護保険課長

その辺は国の資料などを見ながらというところになりますし、改めて我々としても国から示された考え方を基に、もろもろ試算をしっかりともう1回精査をしていきたいと考えているところでございます。

○田口委員

先ほど折腹委員からの質問で、施設サービスの令和6年度から令和8年度の数字が同じ数字になっています。前回の審議会の中で、特養について230増やしますよと、3年間かけて。という

ことだと、これは定員が増えていくので、全く令和6年度と令和7年度、令和8年度が一緒だというのはちょっと解せない。

○介護事業支援課長

令和6年度から令和8年度の数と同じなのは、違うのではないかという話ですけれども、令和6年度に選定した、例えば特養であると、実際に開所するのが令和9年度の当初と見込んで公募してまいりますので、選定してから開所するまでの間のタイムラグがあるためとご理解いただければと存じます。

○田口委員

理解はできませんけれども、多分見解の相違だと思います。

ちなみに、第1段階から第5段階までの人と、それ以外は増やされる人が大体半々いらっしゃるが、これは純粋に保険料だけで対応するのか、それとも、一般会計からの繰出金で対応するのかでしょうか。

○介護保険課長

所得の低い層に関しては、所得の高い層からの保険料で充当するというか、賄うというような形になっておりますので、あくまでも3ページにございます保険料の出し方といたしましては、保険給付費の財源として23%の割合に応じた保険料を保険給付費の財源として扱っているというところでございます。

○田口委員

最後に、この中では多分低所得の人は滞納が相当あるのではないかと思いますので滞納した場合、やはりお金持ちからその分補填するのか、それとも繰出金で対応するのか、その辺はどうですか。

○介護保険課長

あくまでも保険給付費の23%を保険料として頂いているというところでございまして、それを各保険給付費に充当するということになりますので、滞納した方に関しては、その分は入ってこない形にはなりますけれども、例えば令和4年度であれば、令和4年度に歳入していただいた分で、その23%分を充当していくという形になっています。併せまして、当然ながら保険給付費というのは、給付費という性質上、不用額も出てきますので、保険給付費に対する保険料が足りなくなっているかと言えば、そういうわけではありません。先ほどご説明させていただいております介護保険の財政調整基金が76億円ありますが、この76億円というのはこの8期で想定していた分の保険料で余った分を積み立てているという形になります。各年度の収支を見いきますと、保険料が欠損しているということではなくて、保険給付費という性質上、不用額が出ておりますので、その23%相当分を保険料で賄っているというような形になっているというところでございます。

○栗山会長

今までずっとご議論いただいて、大変実りあるものになってきているかと思うのですが、この後パブリックコメントを控えているのですけれども、その前にある程度、しっかりご確認いただければと思います。

事務方から特によろしいですか。これまでの議論がいかに実り多かったかということを示すような、大變的確なご質問とともにスムーズな進行ありがとうございます。

(2)パブリックコメントの実施について

高齢企画課長より説明（資料2）

<質 疑>

○折腹委員

パブリックコメントの市民説明会が、12月23日土曜日の1回限り、1時間という設定ですが、これだけでいいのかというのが1つと、予定しているオンワード樫山仙台ビル10階ホールは何人ぐらいの方々が出席され、ホールの定員も含めて見込んでいらっしゃるのかなと思いました。

○介護保険課長

オンワード樫山ビルにつきましては、300人定員だったと思いますので、我々といたしまして幅広く周知させていただきまして、1回ということでございますけれども、できるだけ多くの方にご参加いただき、幅広くご意見をいただきたいと考えているところでございます。

○栗山会長

できるだけ多くあればあるほどいいのですけれども、なかなか予算の関係もございまして、ただ、様々なチャンネルは開いておられます。

○原田委員

パブリックコメント実施について少しご提案させていただきたいことがあります。

今回まとめていただきました中間案は、とても見やすい内容で文字も大きく、グラフも見やすくなっております。用語解説もつけていただきましたが、裏に意見を書く葉書がついておりますけれども、一般の方も意見を出せるようになっているのでしょうか。

○高齢企画課長

一般の方というのは、この様式を使わないで出せるのかということでしょうか。

○原田委員

パブリックコメントの内容、どのように実施されるかですけれども、私が前に見ましたのは老人福祉センターに2部ありまして、回覧するようになっていたと思います。それで、それをご覧になった方がこの葉書を使って意見を出せる状態なのかどうかということをお伺いいたします。

○高齢企画課長

各老人福祉センターには、10部ぐらいずつ置いておまして、前回の時もその中でご意見いただく方についてはそこからそのままお持ちいただいて葉書で出していただいたという形になっておりました。実際にご意見に関しましては、前回の計画のときには、メールでの回答が多かったようでございました。恐らくこれを手に取って見られて、おうちに帰られて、メール等でご返事いただくという形なのかと思っておりました。

○原田委員

仙台市長へのご意見というので、封書で用意してあったものを見かけたのですけれども、もう少し被保険者が気軽に見られて意見が述べられるように、ネット、メール、市政だよりに掲載というのも分かるのですけれども、その市政だよりを出されるときに、この窓口にご意見、ご希望をお寄せくださいとかという対応はしていただけないかと思いました。

○高齢企画課長

市政だより等ではそのようなお知らせはしようと思っております。

先ほど、老人福祉センター10部と申したのですけれども、1冊が結構分厚いので、あまり一遍にたくさん送っても困るだろうというところで10部としているところでございます。全体としては4,500部作り、それを、区役所や市民センター、老人福祉センター、地域包括支援センターに複数置いて、足りなくなったら補充するという形で対応しようと考えておりましたので、多くの方が見られるような形にはなっているのかとは考えてございました。

○原田委員

広報活動を有効的に行っていただきますようお願いいたします。

○栗山会長

そうですね、非常に重要なところで、どなたでもアクセスが比較的簡単で、しかも気軽に意見をお送りできるように努力を続けていただけるようお願いいたします。

○原田委員

敬老乗車証制度のことで、11月11日の河北新報で大きく1面記事で、負担25%増ということで載っております。また、今日の夕方にニュースで公表されるかと思っ、多くの方が注目されると思うのですけれども、ぜひ1度やってみていただきたいのは、この高齢乗車証制度の費用対効果なのです。これを1度調べていただいて、ただ削減するだけではいい結果が得られないのではないかなと思うのです。介護予防、それから介護費用の削減という意味からも、こちらにもありますけれども、外出支援に大きくこれは貢献している仙台市独自のすばらしい取組だと思うのです。ですので、この辺りを一度、費用対効果を調べていただいて、そして次年度の事業計画の中でよりよい結果が得られるようにしていただければと思います。

○栗山会長

パブリックコメントとは違うご質問でよろしいですか。パブリックコメントにも関係するのでしょうか。

○原田委員

パブリックコメントを実施されまして、そういった意見も出てくるかと思うのです。

○栗山会長

先ほど(1)の議題のところでも出た話題ですけれども、パブリックコメントでも出るであろうことですので、ご意見を賜ったということでもよろしいですか。

○原田委員

これがパブリックコメント，集大成のような形になるのかと思いましたが。

○栗山会長

ちょっと戻りますけれども、費用対効果を含めて素晴らしい取組ですので、ご検討いただけますかということです。

○高齢企画課長

老人福祉専門分科会委員以外の方は、なかなか分かり得ない部分もあるのですが、敬老乗車証の見直しの分科会では、市民意識アンケートなども実施しておりまして、その際に乗車証を利用して外出にどのぐらい効果がありましたかという質問をしていまして、45%の方が増えていますというご回答をいただいております。また、健康に役立っていると思いますかという質問に対しても、やはり48%ぐらいの方が、そういったお答えもいただいて、アンケートではそういった結果でした。アンケートのほかに、例えば数値的に、おっしゃるような敬老乗車証を使うときにどのぐらい、例えばバス停まで歩いて、その歩いた距離がどのぐらい健康に資する効果があるのか、ということも分科会の中でも検討はしたのですが、現実的な感じはしなくてなかなか難しいと感じていたところです。

ですので、やはり一番はご利用いただいている方の実感といたしますか、考え方があったり、自己の健康にどのぐらい効果があったのかということも、やはりそれぞれの思いだと思いますので、そういったところも乗車証の中間案のパブリックコメントでは、ぜひいただけるようになるというと考えてございます。

○栗山会長

はい、ぜひパブリックコメントでもいろいろ出ましたら、しっかり検討いただければと思います。

3. その他

○田口委員

今日の会議は定足数を満たしているのでしょうか。

○高齢企画課企画係長

定足数の計算につきましては、社会福祉審議会老人福祉専門分科会のメンバーの皆様と介護保険審議会のメンバーの皆様それぞれで分けて計算をしております。それぞれ本日過半数を超える委員の皆様からご出席を頂戴しております。

○田口委員

それぞれ何人出席しているのか、教えてください。

○高齢企画課企画係長

介護保険審議会が定員19名で本日は10名のご出席を賜っております。また、分科会が定員12名で本日は7名のご出席でございます。

○田口委員

それでは問題ないですね。別途教えていただきたいのですが、子育ての支援するための財源をどうするのか、税金を使うとか、医療保険と介護保険から支援金を渡すという話が出ていたようです。この情報は何かわかっていますか。

○保険高齢部長

国における今後の子育て支援施策の財源のお話かと思えます。我々の方としても報道ベースで公表されている以上の情報は、入手できていないところでございます。

○田口委員

介護保険までとなると、そもそも財政基盤が弱いですから、そうなれば保険料を上げざるを得なくなるかと心配しております。

○保険高齢部長

当然我々市町村は介護保険の保険者でございますので、何よりも安定的に保険財政を運営していくということが重要であると考えております。もちろん市民の安定的な生活、それを支えることができるように、介護保険を運用していかなければいけないと考えてございますので、国の議論も注視しつつ、必要な働きかけを行って参りたいと考えております。

4. 閉会